

第107回大阪府大規模小売店舗立地審議会

開催日時：平成31年2月15日(金) 午後3時から午後4時30分まで

開催場所：大阪府咲洲庁舎 23階 中会議室

案 件	審議結果等
(仮称)イズミヤ和泉府中店(泉大津市)【新設】	大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。
バロー高槻店(高槻市)【新設】	大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。
イズミヤ古市店(羽曳野市)【変更】	大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。